

東京都農林・漁業振興対策審議会

東京都農林・漁業振興対策審議会条例（昭和31年条例第97号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成28年1月18日

東京都知事 舩添 要一

記

1 諮問事項

都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業の新たな展開

2 諮問理由

東京の農業・農地は、都民に新鮮で、安全安心な農産物を提供するとともに、環境保全や防災などの多面的機能を有しており、都市に潤いと安らぎをもたらす都民の貴重な財産である。

これまで東京都は、大消費地の特性を活かした農業を推進するとともに、農業・農地による豊かな都民生活と快適な都市環境への貢献などを進めてきた。しかしながら、農業の基盤である農地は、相続などを契機に日々減少を続けている。

このような中、少子高齢化・人口減少社会への対応や、TPP 協定交渉の大筋合意による農業への影響、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたレガシーを見据え、東京農業が持つ可能性や潜在力の更なる発揮が求められている。

さらに昨年、長年要望してきた都市農業振興基本法が制定され、基本理念が定められたことにより、都市農業の大きな転機が訪れた。

そこで、新たな視点による力強い農業を振興していくため、多様な担い手の確保・育成や都市農地の保全、都民生活に貢献する農業・農地の多面的機能の発揮、地産地消の推進など、都が展開すべき東京農業の振興施策の方向について諮問する。

なお、本諮問に対する答申を受けて作成する新たな「東京農業振興プラン」については、都市農業振興基本法に基づく都道府県地方計画としての位置付けも兼ねるものとする。